評価結果報告書

適用基準:

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

評価対象施設名称	ほんちょう保育園								運営主体	社会福祉法人朝霞地区福祉会							
定員	90 人 年齢別 2歳 3歳 4歳 5歳 2員 6 8 15 20 20 21																
代表者氏名/役職	園長 土田 憲久								職員数	30	人	うち常勤 保育士	8	人	その他	22	٨
施設所在地	埼玉県和光市本町31-18								TEL/FAX 048 — 465 – 5200 / 048 – 465 – e-mail hontyou5200@dream.jp					387			

評価機関名称	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構																	
評価担当者氏名	大流	I 恵子	2	小出	正治		橋元	洋										
利用者調査実施期間	20	年	12	月	15	日	~	20	年	12	月	26	日					
施設自己評価 実施期間	20	年	11	月	18	日	~	21	年	1	月	14	日					
訪問調査実施日	21	年	3	月	2	日							_					
評価結果合議実施日	21	年	3	月	17	日			Ī	評価結	果提出	日	21	年	3	月	31	日

貴園について実施いたしました第三者評価業務につきまして、その評価結果を 別添の通りまとめさせていただきましたので、ご検収下さいませ。 貴法人よりご報告いただきました当園の評価結果につきまして、報告書を受理し、内容に同意いたしました。

21 年 3 月 31 日

年 月 日

社会福祉法人朝霞地区福祉会 御中

施設名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

代表者氏名

囙

ほんちょう保育園

特記すべき本園の特色/個性

- 園庭では築山や低年齢児用の遊具の設置、廃材等の活用等、さまざまな遊びが展開できる工夫があり、園内には季節を感じる植物や装飾、廊下の一区画の絵本コーナー ■ 等、保育環境の充実に努めています。また季節の野菜の栽培・収穫、園庭の木の実を味わうなど、四季の自然を感じる中で食への関心を深めながら、年齢の応じた調理保育を実施する等、食育活動を積極的に行っています。
- 年齢に応じたリトミック活動の他、さまざまな楽器に触れる機会があり、発表会でのボディパーカッションや鍵盤ハーモニカ演奏等、子ども達が成果を披露する場を提供して ■ います。また思いやりや優しさを育む異年齢保育を一年間を通じて行うとともに、発表会で活動の様子を発表したり、一年間の取り組みの集大成としてお店屋さんごっこを実施する等、計画をもって取り組んでいます。
- 育成児保育を同一法人の療育通園施設と連携して進めており、個別指導計画の作成に際して同一法人内の専門家に相談、助言を得る他、法人内の人事交流、研修等を ■ 通じ、園内の専門性の向上を図っています。またケースによってはその療育通園施設による支援や相談対応につなげることも可能としており、同法人のメリットを活かし、施設間の連携を活発に行う仕組みが整えられています。
- 毎月の保育士会議での保育内容や行事等に関する話し合いに加え、今年度は「保育所保育指針」改定を重要な取り組み事項ととらえ、職員間で担当を決め、保育課程の ・ 策定や指導計画を含めた計画・記録様式の見直し、「指針会議」を設けての指針に対する理解・周知に取り組むとともに、外部講師を招いて研修を行うなど、積極的な取り 組みを行っています。

さらなる向上に向けて改善が望まれる点(評価結果をふまえた総合的な課題)

- 2歳以上児に関しては、クラス会議の中で個別の状況について話し合いが持たれていますが、個別の計画立案はなされていません。今後は配慮を要する子について、より ■ 計画的に見通しをもって保育を実践していくためにも、個別の計画立案やクラス計画中への明示など、年齢・発達に応じ、個別支援を担保する計画の仕組みづくりが望まれます。
- 個人情報の保護マニュアルの作成や非常勤・臨時職員も含めた組織内の周知など、守秘義務や個人情報の取り扱いに関し、一定の取り組みを行っています。ただし、与薬 ■ 依頼カードやアレルギーチェック表、壁掛け式お便りポケットなど、保育現場での一部の情報やその管理方法については、個人情報やプライバシーの保護の観点から、ルールの精査と徹底、利用の目的やルールに関する保護者との意思確認の仕組みづくりについて、さらなる検討が期待されます。
- 保育環境の安全・衛生や子どもの健康の管理については積極的にマニュアルを整備し、確実な実施に努める姿勢がうかがえますが、保育室等の点検に関しては場所・手
 順等を定めたチェック表はないため、実施者による手順や視点のばらつきも予想されます。また園児用トイレについてもタオルの共用とともに、清掃等の実施記録がなく、履歴の管理が困難である点についても改善が望まれるところで、今後の整備を期待します。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価

I −1−(1) 保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。(42)

【判断基準】

- a) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。
- b) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。
- c) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。
- d) 保育理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。

評価

Ⅰ-1-(2) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して 作成されている。(1)

【判断基準】

- a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成され
- b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮 されていない。
- c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。
- d) 保育計画が作成されていない。

評価

Ⅰ-1-(6) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。(43)

【判断基準】

- a) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に 含め、周知を図るための取り組みを行っている。
- b) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域 の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。
- c) 保育理念および基本方針について、職員に周知を図る取り組みを行っているが、保護者、関係者 には行っていない。
- d) 保育理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれにも周知するための取り組みを行っていな い。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

園のめざすものとして「運営方針」「保育理念」「保育方針」「保育目標」があり、 園パンフ レットに「保育理念」「保育目標」、「入園のしおり」に「運営方針」「保育理念」「保育方針」 「保育目標」、和光市保育園案内に「保育理念」「保育方針」「保育目標」がそれぞれ掲載 されている。

保育計画策定にあたっては、保育理念、目標より、保育の基本方針をふまえ、連絡帳や懇談会 等の機会を通じ、保護者の意向を反映し作成している。地域の子育て事情に関しては意向調査 を実施しており、園開放事業(遊ぼう会)の内容へ反映させているとのことである。なお今年度は 21年度からの保育所保育指針改定を見すえ、同指針で求められる「保育課程」の策定や指導計 画を含めた計画・記録様式の見直し、「指針会議」を設けての指針に対する理解・周知に取り組 |むとともに、外部講師を招いて研修を行うなど、積極的な取り組みを行っている。現在の保育計画 に代わり、整備中の保育課程の完成と、それに伴う各計画の改善と運用に期待が寄せられる。

玄関ホールに「保育理念」「保育方針」「保育目標」を記載した額を掲示、保護者には「入園のしおり」による 入園時の説明を行って周知を図っている。利用者調査結果を受け、さらなる周知を図る手法を検討したいと のコメントがあった。職員向けには上記4点を掲載した額を事務室に掲示している他、保育士会議で説明、 |毎年4月にも新入職員向けに理念・方針等に関する話を個別に伝えており、パート職員には入職時のオリエ プレテーションで理念等についてもふれているとのことである。市のホームページに「保育理念」「保育目標」を 掲載し、地域・市民への表明としている。運営委員会で書面を配って説明する場合もあるとのことで、パンフ レットは来園者、見学者等にも希望があれば配付している。理念・目標等の地域・関係機関等への周知につ いては、主に入園を目的とした方々向けの場所・媒体(市役所・ホームページ等)の活用にとどまらない、よ り積極的な取り組みも期待したい。

評価結果をふまえた園のコメント

平成21年度からの保育理念、基本方針、保育課程を柱に、保護者や地域、関係機関 に理解していただく取り組みに努めてまいります。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

【Ⅰ−1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価

Ⅰ-1-(3) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。(2)

- 【判断基準】
- a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。
- c) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。
- d) 定期的な指導計画の評価を行っていない。

評価

Ⅰ-1-(4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。(45)

【判断基準】

- a) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。
- b) —
- c) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。
- d) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。

評価

Ⅰ-1-(5) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。(44)

【判断基準】

- a) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を 聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行ってい、結果が次回の計画に 反映されている。
- b) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を 聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。
- c) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から意見を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を 聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行って いない。
- d) 定例の会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

0歳児は年間・月案を作成、月案に関しては年齢に応じて4段階に分けて計画し、クラス会議で反省を行って おり、評価反省した内容については赤ペンにて修正している。なお、毎日の日誌は個別にて状況を把握して いる。1歳児以上児については、年間・月(日)案・週(日)案を作成し、日誌にて記録している。1歳児の月案 は低月齢と高月齢に分けて作成し、月案の進捗状況に関しては評価反省を行い、赤ペンにて修正し次月へ つなげており、個別の反省も行っている。ただし、上半期と下半期で反省を行っているものの、今後はその 反省を次につなげていくことを期待したい。また、各計画類に関しては整合性が図られていない点が見受け られたため、計画間の連動やつながりの精度をより高め、PDCAサイクルのもとでの発達の見通しを持った 保育がさらに推進されていくことを期待したい。

毎月の各クラス会議で指導計画の評価・反省や保育内容に関する振り返りを行っている他、乳 |児・幼児の各ブロック会議で、必要に応じて保育内容に関する検討を行っている。また半期に1 回、各期の反省と次期への取り組みを話し合う機会を設け、それらの検討内容が月1回の職員会 議で報告・検討される仕組みとなっている。また毎月の保育士会議においても保育内容や行事等 に関して話し合いを行っており、今年度は保育所保育指針改定を重要な取り組み事項ととらえ、 |職員間で担当を決め、保育課程の策定や指導計画を含めた計画・記録様式の見直し、「指針会 |議」を設けての指針に対する理解・周知に取り組むとともに、外部講師を招いて研修を行うなど、 積極的な取り組みが見られる。

職員間で係活動を行っており、各職員が必ずいずれかの係に属し、「環境整備」「地域交 流」など係ごとに活動を行っている。年齢・経験年数等により、職員間の理解や認識の差 |はあると考えており、そのギャップをどう改善していくかを課題ととらえている。

評価結果をふまえた園のコメント

|指導計画の整合性の指摘にあるように、保育課程、年間指導計画、月案、週案、日案 へ反映していけるよう計画間の連動性と発達段階を見通した保育になるよう取り組み ます。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

I −2 保育のための環境

I-2-(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。(12)

【判断基準】

- ア 採光に配慮している。
- イ 換気に配慮している。
- ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折清掃し、不快なにおいがないようにしている。
- オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
- カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。

【総合判断基準】

a.よく整備されている。 b. 概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。

評価

I-2-(3) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。(13)

【判断基準】

- ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。【O~2歳児】
- イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。【0~1歳児】
- エ 食事のための空間が確保されている。
- オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。
- カ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。
- キ 屋外での活動の場が確保されている。

【総合判断基準】

a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。



I-2-(4) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(23)

【判断基準】

- ア 好きなことをしてくつろげる空間や遊具がある。
- イ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。
- ウ 一人一人の子どもの要求に応えて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- エ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- オ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。



評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

各部屋には温度・湿度計を設置している。外遊びの際に部屋の窓を開けて換気に努めている。ま た各クラスに加湿器を設置し、調整を行っている。今後は適正な温度・湿度の管理について、定 |期的に確認・検証するしくみの構築も期待したい。寝具に関しては月1回外部業者による布団乾 燥を行うとともに、おもらしがあった場合には次亜塩素酸で拭き、天日干しを行い、衛生管理に努 めている。砂場には網シートをかけ、使用する際に外すようにしている。0・1歳児の使用する玩具 |は毎日アルコール消毒し、衛生管理に努めており、採光に関しては、蛍光灯に遮光カーテンを施 すとともに、0歳児のサンルームや夏場の屋根及び園庭にも紫外線カットのシートをかけ、紫外線 予防にも心がけている。

0・1歳児の部屋は0歳児と1歳児の活動スペースを別にし、食事のスペースも確保されている。0歳児室には 天蓋を施して明るさに配慮するとともに、いつでも寝ることができるように畳を使用する他、1歳児との活動を 別にするためにロールカーテンを設置する等の工夫を行っている。また1・2歳児は食事のスペースと活動の スペースを別にしている。また玄関やホールにはひな人形や観葉植物等、季節や自然を感じられる風物を 飾り、保育環境の充実に努めている。音に関しては、4歳児では音量について子どもに考えるように表で示 す等の工夫を行っている。園庭には築山があり、高低差を利用して遊んだり、タイヤや空き箱を活用し、子ど も達が工夫してさまざまな遊びが展開できるようにしている。また、ままごとをする子どものためにゴザを用 意する等、園庭遊びの充実にも工夫を凝らしている。大型遊具に関しても、公園では児童用の遊具となって いるため、園の遊具は乳児も利用できる大きさを設置し、園開放事業でも活用できるように配慮している。

|延長保育は18時からとなっており、16時から異年齢集合(0~2歳児・3~5歳児)の形態をとって園 |庭で過ごし(悪天候時は屋内)、冬は17時、夏は18時から、0·1歳児は0·1歳児の、2·3歳児は2歳 |児の、4・5歳児は4歳児の各部屋で、合同保育の形態で過ごしている。18時を目安に再び異年齢 集合(0~5歳児)の形態をとり、ランチルームで19時降園児は軽食を、20時降園児は夕食を摂り、 その後は2歳児の部屋で過ごしている。子ども達が自由に過ごせるために、保育士が2階の玩具 置場から遊具等を持ち寄るなどの配慮をしている。情報共有のために毎朝の朝礼を行い、「業務 日誌 |に記載して職員に周知している。延長保育に関しては専用の「申し送りノート」に基づいて 特遅番が引継ぎ、翌朝の特早番に送る仕組みで、漏れのない引継ぎを図っている。

評価結果をふまえた園のコメント

保育環境については、マニュアルに基づき定期的な会議にてPDCAの確認をしなが ら、常に改善するよう努めている。生活の場が安心、安全、安定した環境を提供して いけるよう常に職員間で連携し今後もさらに質を向上していきます。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

! 発達援助の基本

I −2 保育のための環境

I-2-(2) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。(52)

【判断基準】

- a) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。
- b) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルまたは確立された手順によって、概ね適切に実施されている。
- c)調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはあるが、適切に実施されていない。
- |d)調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施されておらず、そのためのマニュアルもない。

評価

b

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

調理業務は外部業者に委託しており、調理場及び調理場水回りの衛生管理については、事業者が整備した「保育園給食運営マニュアル」「保育園給食調理従事者基本衛生管理基準マニュアル」に基づき事業者によって実施されている。「衛生管理点検表(掃除、調理器具の洗浄・消毒、水質検査、調理員の健康状況・清潔等)」に基づいた点検確認が毎日、設備機器・器具等のATP測定を含む衛生管理点検が年4回行われ、その結果はそれぞれ書面で園に報告されている。また調理従事者が感染源となることの防止対策として、月2回腸内細菌検査を実施しており、その結果も園に報告されている。園の栄養士は必要に応じて調理現場と連携をとって衛生管理を進めている。

「衛生管理・感染症予防マニュアル」を整備し、職員については、職員が感染源とならないための対策(健診・健康管理・感染症対応)、保育者の日常的な配慮、実践事項(手洗い・消毒・清潔など)が、園児については日常習慣等(つめ・手洗い・タオル)について、さらに冬場の湿度管理、職員のインフルエンザ予防接種、プールに関する事項(消毒等)、保育室、調乳室の衛生管理(掃除・消毒対象・粉ミルクの管理方法等)、沐浴室の衛生管理などを定め、実施している。また、強化策として別途「ノロウィルス感染症対策マニュアル(ノロを留守、赤痢、サルモネラ菌、O157)」を整備し、職員は毎月腸内細菌検査を行っている。いずれのマニュアルについても、その内容を職員会議を通じて周知徹底を図っている。

園児用トイレは、一部のトイレは職員がマニュアルに従って掃除・消毒等を行っているとのことであるが、実施の記録は残されていないため、確実な状況把握に向けた整備を期待したい。他の園児トイレについては職員用トイレ及び施設内全般とともに外部業者に委託しており、事業者の衛生管理基準に基づき実施されている。今後はさらに、衛生管理の万全を期すために、厨房を除く水周り項目の洗い直しを行い、項目・手順等を体系的に整理したチェック表等を整備することにより、ばらつきのない実施とその履歴の管理がさらに確実に行われることを期待したい。また訪問調査時点ではトイレの手拭き用タオルが共用されており、あわせて改善が望まれる。

評価結果をふまえた園のコメント

園児の共有タオルは、4月より個別のタオルを2枚持参し、交換する。トイレの一部はペーパータオルを使用するように切り替えをしました。

評価結果報告書

施設名称 ほんちょう保育園

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

I −2 保育のための環境

I-2-(5) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。(16)

【判断基準】

- ア 子どもの発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。
- イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。
- ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。
- エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。

【総合判断基準】

a.環境がよく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。

評価

Ⅰ-2-(6) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。(18)

【判断基準】

- ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。
- イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。
- ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。
- エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。
- オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。
- カ 絵本の読みきかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.どちらかといえば配慮されている。c. 配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

0・1歳児のクラスでは、静と動の活動が展開できるようにコーナーを2つに分け、巧技台・絵本・ままごと等の コーナーを設置している。2歳児に関してもままごと、絵本等のコーナーに分け、3歳以上児にもままごとコー ナー等を設置し、着替えや食事後など、活動の合間に好きな遊びを行えるように配慮している。特に年長児 の部屋では、鉛筆やハサミも自由に使用できるように棚に設置する等、発達に応じてコーナーを設けてい る。また棚に設置されたものは、全て子ども自ら片付けができるように写真を貼り、玩具の場所を提示してい る。また延長の時間帯には好きな遊びを選べるように玩具を棚に設置し、子ども達は自分たちで玩具を部屋 に持っていき、遊びを展開している。また年長児部屋の廊下側には絵本コーナーを設置し、子ども達が自由 に絵本を選び読むことができるようにしている。

|リトミックを3歳以上児は毎週実施しているが、幼児クラスでは活動内容を決定し、年齢別並びに 異年齢で実施している。楽器の演奏に関しては、年長児は鍵盤ハーモニカや和太鼓を一年間を 通して保育活動に取り入れ実施し、生活発表会にてボディパーカッション等とともに披露してい る。発表会は楽器と劇を披露する場とし、年齢に応じた内容を取り入れ、保護者に披露している。 3歳未満児に関しては、わらべ唄や手遊びを日常保育の中に取り入れている。また絵画や造形製 |作は季節に応じたものを取り入れ、できあがった作品はそのつど部屋に飾り、披露している。卒園 製作に関しても廊下に展示されている。またボランティアが月2回来園し、絵本の読み聞かせや紙 芝居等、各年齢に応じて紹介している。

評価結果をふまえた園のコメント

今後も園児の個性、発達を見極めながら主体的に活動できる環境の整備、工夫、配慮 をしていきます。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-3 保育サービス(ベーシック)

I-3-(1) 身近な自然や社会と関われるような取り組みがされている。(17)

【判断基準】

- ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
- イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。
- ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。
- エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。

【総合判断基準】

a.よく取り組みがなされている。 b.概ね取り組みがなされている。 c. 取り組みが不十分である。 d.取り組みがなされていない。

(ア・イについては地域性を考慮し、施設の状況に応じた取り組みがなされていれば可とする)

評価

I-3-(2) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。(19)

【判断基準】

- ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。
- イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助してい
- ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
- エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。
- オ 異年齢の子どもの交流が行われている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

うさぎ、金魚、カブトムシを飼育、3歳以上児の子ども達が餌やり等を行い、観察や飼育を通して 命の尊さを知る機会としている。週2~3回散歩に出かけ、季節によっては葉や木の実を収集し、2 |歳以上児はマラカスや壁面製作を行う等、造形活動につなげている。地域との関わりに関して |は、園開放事業で来園した人達と一緒に焼き芋会・お楽しみ会・餅つき等の行事や日々の保育を 経験する機会を設けている。また年長児には月1回高齢者施設の方との交流の機会があり、地 |域の施設へ出向き、昔の遊びを教えてもらう等のふれ合いの時間を過ごしている。また訪問調査 時には年度末に訪問する科学館について、写真入りで説明を加えた模造紙をクラス内に掲示し、 子ども達の興味関心を高める工夫も見られた。

3歳以上児には思いやりや優しさを育むことを目的とした異年齢での関わりを深める活動があり、同じグルー プで活動する機会を年間を通じて週2回設け、集団遊び(リトミック・散歩プール等)や食事、製作を一緒に 行っている。また生活発表会では、異年齢のグループごとに日頃の活動の様子を発表し、子ども達の関わり の様子を保護者に披露している。また異年齢グループの活動の一年間の集大成としてお店屋さんごっこを 実施、品物作りや催し物の中身をグループごとに作成し、全園児で一緒に楽しむ機会を設けている。また当 番活動は3歳以上児を対象に、役割の認識・責任感・感謝の心を育むことなどをねらいとして実施し、飼育や 布団敷き、人数確認等のお手伝いを年齢に応じて行っている。年長児に関しては、乳児の部屋にて週1回遊 びや手伝いを行う機会も設け、異年齢での関わりの幅を広げる工夫を行っている。

評価結果をふまえた園のコメント

身近な自然環境、社会環境との繋がりや遊びを通して人間形成の基本が培われるよう 今後も努めます。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-3 保育サービス(ベーシック)

Ⅰ-3-(3) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう 配慮している。(20)

【判断基準】

- ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。
- イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。
- ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう 努めている。
- エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。
- オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価

а

Ⅰ-3-(4) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。(21)

【判断基準】

- ア 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないための配慮について、マ ニュアルや会議などを通じ、職員間での意思統一が図られている。
- イ 子どもの態度や服装、遊び方などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。
- ウ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え 付けないよう配慮している。
- エ 職業について、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配 慮している。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

「子どもの言葉と表現」等、人権に関する外部の研修に職員が参加、年数回実施する研修報告に て成果の共有を図っている。保育現場においては、年長児のトイレにはドアを設置、3・4歳児に関 しては安全上に配慮してドアを設置していないため、カーテンを補助的に使用する配慮を行って いる。またおむつ替えでは外部からの視線に配慮して衝立を使用している。異文化への理解とし ては、絵本を活用してさまざまな国を知る機会も設けているとのことである。また父子・母子家庭 |の世帯への配慮として、2歳以上児は「父の日」「母の日」を「ありがとうの日」と位置づけ、感謝の |気持ちを表す等の配慮を行っている。また呼び捨てやあだ名による呼びかけをしないように職員 会議にて話し合いをもちつつ、保護者の意向にも配慮しながら個々に対応している。

性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないための配慮として、第三者 評価の評価項目をマニュアルとして位置づけ、職員間の認識の共有につなげるとともに、職員会 議にて話し合いをもち、共通理解を図ったとのことである。ただし、その検討の記録は確認ができ ないため、会議に欠席した職員への周知などの観点から、記録の仕組みについては配慮を期待 |したい。性差への配慮としては、男女の色分けや活動を制限すること等がないようにしている他、 夏場のシャワー時には、3歳以上児は男女別に行う等の配慮をしている。また、男性職員と女性 職員との仕事にも区別を設けず子ども達に接しているとのことである。今後とも性差に対する園と しての考え方をさらに深め、日常の具体的な実践や振り返りに活かしていくことを期待したい。

評価結果をふまえた園のコメント

性差に関しては、マニュアルがあるものの共通の理解となるよう、さらに取り組みを 具体性にし周知していきます。

評価結果報告書

施設名称 ほんちょう保育園

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-3 保育サービス(ベーシック)

I −3−(5) 食事を楽しむことができる工夫をしている。(11)

【判断基準】

- ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。
- イ 食器の材質や形などに配慮している。
- ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。
- オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
- カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。
- キ おやつは、手作りを心がけている。 ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れてい
- ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。
- コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。
- サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。
- シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。

【総合判断基準】a.よく工夫をしている。 b.概ね工夫をしている。 c. 工夫はしているが、不十分であ る。 d. 工夫をしていない。

(コについては、地域性により実施が困難である場合は、不適合であってもカウントする必要はない)



a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

献立作成にあたっては、旬の食材でなるべく国産のものを使用するとともに、毎月「給食食材リク エスト表」にて各クラスの意向を把握し、次月の献立作成に採り入れている。また月1回の給食会 |議においても各クラスの状況を報告し、反映している。行事食では、季節に行事に応じて七草粥・ |流しそうめん・サンマの塩焼きを提供したり、飾り付けに工夫を凝らすなどしている。また3月の献 立では年長児がリクエストしたメニューを採り入れ、卒園の思い出として最後の給食が楽しくなる ようにしている。また会食の機会として、お楽しみ会では異年齢グループにて全園児対象に実施 し、給食を楽しんでおり、その他好天の日には2歳以上児が園庭にて机を出して食べる機会を設 lけたり、調理保育でできあがった食事を外で食べる等、場所を変えて新鮮な気持ちで食事ができ るよう配慮している。おやつもほぼ手作りで提供している。給食の配膳は3歳児より少しずつ自分 で注ぎ分ける機会を設け、年長児の後半では配膳から片付けまで全て自ら行えるように段階的 に導いている。食事の量については、自由にお代わりができるようにしている。

食の年間計画を年齢別に立て実施、栽培は3歳以上児を対象に、プランターを使用して lヒヤシンス等の花や季節に応じたブロッコリー・トマト・ラディッシュ・オクラ等の栽培を行 ∥い、収穫した野菜は調理保育や給食の食材として使用している。調理保育は3歳以上児 |を対象に実施、つぶす・丸める・混ぜる等、発達に応じた内容を計画し、いももち・月見団 |子の他、きのこのチャンチャン焼き・みかんゼリー・煮込みうどん・コロッケ等、包丁を使 用して野菜切りを行う段階まで経験している。また4・5歳児には懇親会を兼ねて保護者と 一緒に餃子を作る機会も設けている。園庭には実のなる木が植えられており、実った実 を子ども達が収穫し食べる等、日々の生活の中で自然の四季を感じ、食への関心を深 める環境もあり、さまざまな活動を実施している。

評価結果をふまえた園のコメント

食事は、食育基本方針、食育計画に基づき今後も食環境を整備し心身ともに豊かにな るよう努めます。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-4 保育サービス(オプショナル)

I-4-(1) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(22)

【判断基準】

- ア 授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませ ている。
- イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。
- ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。
- エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。
- オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。
- カ 喃語には、ゆったりとやさしく応えている。
- キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。
- ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。
- ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。
- コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。



a

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

Ⅰ-4-(2) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(24)

【判断基準】

- ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。
- イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。
- ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。
- エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。
- オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。
- カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。
- キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。 (評価実施時点において当該施設に障害児がいない、もしくは入所の見込みがない場合は評価を行わ ず、その旨付記する)



а

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

乳児保育の担当保育士(うち1名は看護師)が決められており、クラス会議で話し合い、個別配慮 を織り込んだ月次の指導計画の中で、遊び・人との関わり・言葉、散歩や戸外遊び、季節の流行 疾病などに対する具体的な配慮などを策定して、個々の発達状況・体調・気候に合わせて適宜調 |節しながら保育を行っている。保育室には日々の個別の生活状況を記したチェック表(睡眠・ミル ク・食事・排泄・検温等)があり、子ども一人ひとりの状況がわかるようになっている。環境への配 |慮として「寝る」「遊ぶ」「食べる」の場所を使い分ける工夫を行い、家具やパーティションなどで室 内を区分して使用している。0・1歳児の保育室にはサンルームを設け、適時使用するなどして、子 どもの健康への配慮も見られる。

離乳食については、入園時に保護者から提供を受けた「生活調査表」や入園時面接(保育士・看 |護師・栄養士)での情報、日々の連絡帳、会話等で得た情報等に基づき、個別に段階を進めてい る。また担任は栄養士と週1~2回話し合い、栄養士は必要に応じて保護者と話し合い、確実性を |期すようにしている。日常に際しては、調理室と連携をとり、1回食・2回食ともに温かいものを30分 以内に、体調不良時にはおかゆ等を提供するなどの配慮も行っている。午睡時は必ず保育士が |見守り、寝返りのできない乳児への配慮を行うとともに、SIDS対策として、離乳食完了までは個 別に15分ごとに呼吸チェックを行い、「午睡チェック表」に記録している。

育成児(障がい児)保育については、保護者と連絡帳や送迎時の会話等で緊密に情報交換を図 るとともに、毎月育成会議を開き、個別配慮をした計画に基づき進めている。また同一法人の療 |育施設(適時)、市の巡回相談時(年2回)、医療機関(適時)等に相談して助言を受け、個別指導 計画に反映している。育成児担当保育士は市内公私立保育園合同の研究会「育成保育担当者 会議」に参加して事例研究・保育現場見学・識者講演受講等を行い、報告書を作成するとともに |職員会議で報告し、園としての共有化を図っている。また保護者からの相談についても、内容に □応じ、巡回相談や家庭児童相談室等の専門家による指導や助言が受けられる配慮をしている。

評価結果をふまえた園のコメント

乳児の個々人の発達を見極めつつ、PDCAを進めながら保育環境をさらに整備して まいります。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

I −5 −人−人の子どもへの理解・配慮

I-5-(1) -人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。(3)

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。
- b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。
- c) 子どもの発達状況の把握に努めているが、それに配慮した指導計画となっていない。
- d) 子どもの発達状況の把握に努めていない。

評価 h

Ⅰ-5-(2) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの 子どもに関係する全職員に周知されている。(4)

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。
- c) 一人一人の子どもの記録があるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。
- d) 一人一人の子どもの記録がない。

評価

Ⅰ −5−(3) −人−人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議 を定期的かつ必要に応じて開催している。(5)

- a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。
- b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。
- d) ケース会議を開催していない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

0歳児に関しては月間指導計画を年齢に応じて4段階に分け、実施した内容は評価反省を行い修 正を加え、次月へつなげている。また1歳以上児に関しては、月案は低月齢と高月齢に分けて立 てられており、評価反省と修正を加え、次月へつなげられている。ただし2歳以上児に関しては、ク ラス会議にて個別の子どもの状況については話し合いを行っているものの、個別の計画立案は、 なされていない。今後は配慮を要する子について、計画的に見通しをもって保育を実践していくた めにも個別の計画立案やクラス計画中への明示など、年齢・発達に応じ、個別支援を担保する計 画の仕組みづくりが望まれる。

子どもの個別の発達状況については、「児童票」に記録している。0歳児は毎月、食事・生活・発 達運動・情緒・遊び・言葉等を、1歳児以上は3ヶ月ごとに、基本的生活習慣・健康・運動・遊び・人 との関わり・言葉等を、担任が個人別にそれぞれの項目ごとに記録し、クラス会議等での話し合 いを経て職員間の共有を図り、月間指導計画に個別配慮として反映している。記録・文書は関わ る職員全員が閲覧でき、事務室の施錠できる書庫に保管している。0・1歳児については、個別の 日々の状況を保育日誌に記録して日常保育に反映するとともに、児童票記入時の資料としても 活用している。現在、保育目標策定時に、クラスによって話し合いや記述内容に差異を生じるとい う課題があり、新年度より新様式に基づき、個別計画を策定する予定としている。

|毎月のクラス会議で、クラス全体の子どもの個別の発達状況について話し合う中で、基 本的生活習慣・発達・発育・健康・社会性などにおいて遅れや気になる状態がある子ども (育成児を除く)への対応についても話し合い、保育士会議等に報告して周知を図ってい る。また別に必要に応じてクラスを中心としたケース会議を開き、保育の実際について話 |し合って児童票に記録している。個別の保育目標策定等については前項後段に記した。 計画で対応することとしている。

評価結果をふまえた園のコメント

一人ひとりの子どもの発達状況に配慮した指導計画については、3歳児未満児は個別 |計画を、3歳児以上児は、配慮を要する子に対して個別の計画を立てていきます。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

発達援助の基本

Ⅰ-5 一人一人の子どもへの理解・配慮

I -5-(4) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。(14)

【判断基準】

- ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。
- イ「早くしなさい」とせかす言葉や「だめ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにし
- ウ 子どもの質問に対して、可能な限りその場で対応するよう努めている。
- エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。
- オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしてい
- カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、 抱いたり、やさしく声をかけたりしている。



【総合判断基準】

a.子どもをよく受容しようと努めている。b.概ね子どもを受容しようと努めている。c.子どもを受容しようと |する努力が不十分である。d.子どもを受容しようと努めていない。

Ⅰ-5-(5) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応してい る。(15)

【判断基準】

- ア 可能な限り、トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるように している。
- イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。
- ウ 可能な限り、衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする 子どもの気持ちを大切にしている。
- エ 子どもが自分で着脱しやすいように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。
- オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮 している。
- カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしてい
- キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。

【総合判断基準】

- a.一人一人の子どもの状況に応じてよく対応している。
- b.一人一人の子どもの状況に応じ、概ねよく対応している。
- c.一人一人の子どもの状況に応じた対応が不十分である。
- d.一人一人の子どもの状況に応じた対応をしていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

0歳児の月案は年齢に応じて4段階に分け、月毎に評価反省を行うとともに、毎日の子どもの状況 も記録している。ただ、1歳以上児に関しては個別対応の計画はなされていないため、今後の課 題であろう。個々の子どもの状況については朝会にて報告するとともに、適時クラス会議にて話し 合いを行い、職員で共通理解を図る必要がある場合には、月1回の保育士会議や職員会議、ブ ロック会議(幼児会議と乳児会議)にて報告を行い、子どもの育ちを保障している。個人面談は年 1回実施し、園での様子を伝えるとともに、家庭での様子を把握して「個別面談記録」に記録、今 後の取り組みにつなげている。児童票は0歳児は1歳になるまでは毎月経過報告を記録し、1歳以 上の子については3ヶ月ごとに記録している。

トイレに関しては、活動の合間に促すとともに、行きたい場合は自由に行くことができる。 午睡時にはカーテンを施し、3・4歳児はホールにて、年長児はクラスにて行うが、就学前 である1月より徐々に回数を減らしていく。眠れない子に関しては、体を横たえて静かに 休むよう促している。乳児に関しては、早く起きた子は別室にて静かに活動し、他の子の 邪魔にならないように配慮している。また着脱の経験として、食事前には必ず着替えを 行っている。午睡のシーツ等の整理に関しても、0歳から4歳児までは巾着袋を使用して いるが、年長児は風呂敷包みに移行し、結ぶ経験の機会とする等、日常生活の中で、自 然に身支度を自らできるように導く環境を提供している。また3歳以上児では一日の保育 の流れを写真入りで掲示し、子ども達が把握できるように配慮している。給食の献立に 関しても食品群をカラーで分け、献立表もひらがなにする等、子ども達が自ら読めるとと もに、食への興味を促せるように配慮している。

評価結果をふまえた園のコメント

発達段階と個々人の育ちを見極めつつ、こどもの状況に応じて対応していきます。

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-1 子どもの健康・安全管理

に応じて実施している。(6)

【判断基準】

- a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。
- b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。
- d) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。

評価

Ⅱ-1-(2)健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。(7)

【判断基準】

- a) 健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- c) 健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- d) 健診結果について、保護者や職員に伝達していない。

評価

Ⅱ-1-(3) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に 連絡している。(8)

- a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡して いる。
- c) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュア ルなどはない。
- d) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。

評価

Ⅱ-1-(4) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を 行っている。(9)

- a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行ってい る。
- b) —
- d) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていな い。

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

「健康管理マニュアル」が整備され、日々の健康状態の確認は、保育士による登園時の視診、保 護者からの口頭連絡、連絡帳により行い、必要に応じて「業務日誌」に記録して毎朝の朝礼で職 員に周知し、熱や気になる症状があった場合は看護師に相談するとともに、その後の経過を個別 に保育日誌に記録している。ケガの時も同様の対応を取っている。また必要に応じて担任から保 護者に体調変化等に関する情報提供を行っている。薬については、医師の処方薬に限り、1回分 を保護者から「与薬依頼カード」と薬・薬剤情報提供書をセットにしてして預かり、保育士が時間に 合わせて対応している。保育士が日々の健康状態の視診を行う機会が多いことから、手順平準 化の検討を園の課題として挙げている。

入園時に保護者から提供を受けた出生時や発達の状況・体質、あるいは面談で得た健康に関す る情報を「児童健康記録表」に記録し、入園後の健康状態の記録とあわせて個別の健康管理を 一貫して行っている。健康上の配慮が必要な子どもの情報は、個別の状況・対応内容ごとに、ク ラス会議・職員会議を通じて全職員に周知し、日常の保育に反映対応している。内科健診を、0歳 |児は2ヶ月に1回(乳児健診含む)、1歳児以上は年2回、全年齢児を対象に歯科健診とぎょう虫検 |査を年1回、身体測定を月1回実施し、その結果を「児童健康記録表」に担任が記録している(年2 回)。身体測定の結果はそれぞれの「健診結果のお知らせ」で保護者に伝え、異常が見られた場 合は看護師から保護者に口頭で伝えるなどの配慮をしている。

「感染症対応マニュアル」に日常的な感染予防のための衛生管理方法、発生時の対応、感染症 に関する出席停止基準、罹患時の手続基準等を定め、職員会議で周知を図り、実施している。発 生時には職員全員に周知を図るとともに、保護者には玄関の掲示物、送迎時の口頭連絡等で伝 えている。アレルギー対応は、医師に指示書に基づき実施している。食物アレルギーには個別に 「給食個別対応申請書」等によって対応内容を把握し、調理は「個別の献立チェック表」に基づ き、配膳はトレー・食器の区分と名札の添付、顔写真で点検確認して提供している。原因変化、改 善等があった場合も医師の指示書に基づき、所定の申請文書内容に従い対応している。

評価結果をふまえた園のコメント

健康、安全管理、感染症、食物アレルギー等は、マニュアルがあり統一した適切な対 応が、できるようさらに努めます。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-1 子どもの健康・安全管理

Ⅲ-1-(5) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。(50)

【判断基準】

- a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。
- c)事故や災害に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。
- d)事故や災害に適切に対応できるマニュアルがない。

評価

Ⅱ-1-(6) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。(51)

【判断基準】

- a) 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- b) 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- d)事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。

評価

評価

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

「危機管理マニュアル」で事故発生時の対応体制を定め、「避難訓練要綱」「避難訓練計画」等で 災害時の役割分担、毎月の訓練目標(火災・地震・防犯)、想定(平日・夜間・園長不在等)等を定 め、全職員が参加して避難訓練を実施し、消防署・警察署による指導、保護者による引き取り訓 練も各年1回織り込んでいる。毎回の訓練の後には職員間で反省会議を行い、訓練を見直し、課 題と対策の共有化を図るとともに、次回の訓練に反映させている。事故については、氏名・発生 日時・場所・内容等を「事故報告書」に記載するとともに、職員会議に報告して共有化を図り、再 発防止に取り組んでいる。

毎月、「園庭遊具・稼動遊具・保育環境等定期点検チェック表」に基づき、遊具倉庫・園庭・樹木・ 通路等を含む安全点検を行い、日々の保育室等の安全点検はクラス担任、あるいは担当が行い 事故防止を図っている。また毎月の環境会議で安全策に取り組んでいる。ただし、保育室等の点 検に関しては場所・手順等を定めたチェック表はないため、今後は園内の状況をふまえ、安全点 |検箇所、手順等を明示したチェック表の整備を期待したい。散歩時は、「園外活動時の危機管理」 |に点検項目を定め(職員・クラス名・園児数・行先・出発・帰園予定・帰園時間・防犯ブザー・笛・携 帯電話等)、実施している。また毎月、園外活動時の点検(携行品・歩行中・信号・公園内等)につ いて会議を行い、反省と対策に取り組んでいる。

平成20年度は市が開催した危機管理研修に全職員が参加し、事故や災害を含む種々 の危機管理への取り組みについて共有を図った。市から連絡される不審者情報は事務 室・玄関ホールに掲示して、職員と保護者が情報の共有を図れるようにしている。

評価結果をふまえた園のコメント

危機管理マニュアル、固定遊具, 可動遊具, 保育環境等の点検、園外活動の点検など、 環境の整備、安全整備、発生時の適切な対応が出来るよう研修(知識、技術)してい きます。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション

Ⅱ-2-(1)情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。(48)

【判断基準】

- ア 園だより、クラスだより等を配布している。
- イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。
- ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。
- ┃エ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるよう にしている。
- オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。
- カ 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。
- キ 提供された情報は、園の理念・方針や運営状況、サービス内容やその提供状況を適正に伝えるも のとなっている。

【総合判断基準】a.情報提供をよく行っている。 b.情報提供を概ねよく行っている。 c.情報提供をあま りよく行っていない。 d.情報提供を行っていない。



Ⅱ-2-(2) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。(25)

- a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に 応じたり個別面談などを行ったりしている。
- |c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、相談や個別面談に は応じていない。
- d) 一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。

評価

Ⅱ-2-(3) 日々の給食の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者 に知らせている。(10)

- a) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。
- c) 日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。
- d) 日々の献立を保護者に示していない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

園便り・クラス便りとも毎月、クラス便りのみ年度末にも発行している。園便りでは毎月の行事、誕生祝い、 連絡事項の他、園長が折々の所感を掲載しており、クラス便りでは各クラスの様子や保育の内容を伝えて いる。毎月の献立表には食事に関するトピックを掲載、保健便りは主に感染症の流行時期などについて、年 3~4回看護師が作成している。園便り・クラス便り・献立表は各クラスに掲示、保健や防犯、行政の情報な ども玄関スペースを中心に適宜掲示している。パンフレット等は見学者にも配布し、外部向けの掲示板はな いが、行事のポスター等を道路に面した入口柵付近に掲示するなどしている。またホームページは開設して いないが、和光市HPや保育園検索サイトに情報を掲載している。園の運営に関する情報としては、運営委 員会の議事録を園内にて閲覧に供している。

連絡帳として0~2歳と3歳以上児用とがあり、0~2歳は記入項目を定めた書式で毎日やり取り 、、0歳については離乳食完了時期まで別に一日の生活と体調や食事、排泄の状況等を記入す る様式も加えて使用している。3歳以上用は自由罫のノートに必要に応じて記入される。障がい児 については毎日連絡帳を使用している。

|個人面談は0~3歳に年1回実施し、3歳以上児は関係保護者から要望があれば対応している。面 |談の内容は所定の書式にクラスごとに記録され、面談の結果や一人ひとりの子どもに関する伝 達事項は主に保育士会議で報告され、パート職員も含めた共有が図られる。内容や緊急性に よっては臨時に会議を行うこともあるとの説明があった。

|給食の献立は玄関ホールにサンプルケースを設置し、離乳食・幼児食の紹介をしてい る。個別の子どもの状況については、3歳未満児は連絡帳にて毎日報告し、3歳以上児 |に関しては連絡帳や送迎時に主に口頭にて報告している。喫食状況については、残食 |状況や下膳の際に口頭で伝える他、毎日検食簿にてチェックし、次月へ反映させてい る。また毎月の給食会議にてクラスの食べ具合や要望を把握し、次月の献立作成に役 立てている。

_						
-7/7				_ III /T	コメン	
	111111111111111111111111111111111111111		- T A /	- 1211/	ルコアノ	
	ᄪᄳᄁᄔᄀ	~ (.0~/ [/	- PEG V 4		

継続。

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション

Ⅱ −2−(4) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に周知され ている。(26)

【判断基準】

- a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に共有されている。
- 【c)家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されているが、関係職員に共有され ていない。
- d) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。

評価

Ⅱ-2-(5) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮して いる。(49)

【判断基準】

- a) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、 保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。
- b) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、 保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。
- d) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っ ていない。

評価

Ⅱ-2-(6) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通 理解を得るための機会を設けている。(27)

【判断基準】

- a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機 会を設けている。
- c) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。
- d) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。

評価

a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

毎日の長時間保育に向けた申し送りは口頭連絡と「業務日誌」や専用の引継ぎ用ノート への記録と各職員による確認によって行われる。面談の結果や日常の会話、連絡帳等 で把握された一人ひとりの子どもに関する伝達事項は主に各クラス会議や保育士会議 で報告され、パート職員も含めた共有が図られており、内容や緊急性によっては臨時に 会議を行うこともあるとのことである。

クラス別の懇談会として「そだちの広場」を年1回行い、年齢別の保育の計画や育児のあり方について意見 交換をする場を設けるとともに、年2回の運営委員会(保護者代表、小学校長、市社会福祉協議会、市こど も福祉課、園代表、法人事務局)でも保護者の意向を把握し、内容は保育士会議での報告等による職員間 の共有の他、議事録の掲示によって保護者にも伝えている。ともに質疑応答も行って保護者の意向を把握 している。出欠確認のアンケートによって話題にしたいこと、聞きたいことも把握するようにしている。苦情解 |決制度が設置され、「入園のしおり」への掲載と入園時の説明によって周知を図っている。意見箱は設けて おらず、また同しおりには第三者委員については策定当時決まっていなかったため記載がなく、保護者が匿 名で意見・要望を園に伝える手段としてはさらなる取り組みが待たれる状況である。

年度初めの懇談会では年間の目標、クラスの状況、年齢における発達の特徴などを伝え、年度 末は進級・就学に向けた話などをしており、保育や育児に関する保護者との理解共有を図ってい る。また懇談会とは別に、懇親会として、親子でリトミック、ふれ合い遊びなど日常の保育の活動 を体験する機会を1・4・5歳世帯に実施し、保護者が理解を深められるよう配慮している。さらに 「ふれあい会」として、隣接の小学校の体育館で在園児とその保護者会・兄弟姉妹などが運動遊 がやゲームや手作りおもちゃを使った遊びを楽しむ機会を2・3歳世帯に提供している。

評価結果をふまえた園のコメント

継続。保護者からの意向に配慮する件に関しては、意見箱は用意していないが、生の意 見を聞こうとする姿勢は今後も維持していきたい。

評価結果報告書

施設名称 ほんちょう保育園

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅱ 運営管理

Ⅱ-3 人材育成

Ⅲ-3-(1) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。(46)

【判断基準】

- a) 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要が あるかを把握し、適切な研修機会の確保を行っている。
- b) 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどの ような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。
- d) 職員の研修機会を確保していない。

評価

Ⅱ-4 守秘義務

Ⅱ-4-(1) 守秘義務の遵守を周知している。(47)

【判断基準】

- a) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程が定められ、遵守すべき事 項を周知の上、実施されている。
- b) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程は定められていないが、遵 守すべき事項が周知され、実施されている。
- |c) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、遵守すべき事項が周知されて いるが、実施されていない。
- d) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

園内研修として、外部研修の成果をもとにした音楽療法、外部講師を招いた新保育所保育指針及び乳児の 発達の各テーマについて学ぶ他、新保育指針については園長と職員を講師にした研修も行っている。別に 自治体や関連団体等の研修に各職員を参加させており、保育手法や保健衛生・アレルギー、発達支援等に 関する研修を職員が受講している。ただし、基本的に研修ごとの内容の専門性から派遣する職員を決める こととしており、個々の職員の資質や必要な研修は実態としては把握がなされているものと判断できるが、 職員個別の目標管理や育成計画の策定などは行っていない。21年度より「平成〇〇年度 研修計画」として 個別目標の設定と園による達成度評価の仕組みを開始する予定としており、個々の啓発目標をふまえたO JT、研修参加等が推進されていくものと考えられ、実現が期待される。

ずたがある。または、またいではでは、またいではではでは、またいではでは、またいではでは、またいではではではでは、またいではではではでは、またいではではではではではでは、またいではではではではではではではではではではでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またい |施し、公私立問わず保育園職員が参加可能として、保育園職員として危機管理意識の向上と啓発を図って

|職員が参加した研修については、随時の「研修報告会」で学んだことの共有を図っているが、より効果的な 成果共有という意味では、資料や報告書の回覧についても検討の余地はあろう。

個人情報の保護マニュアルを作成し、個人情報の利用目的や安全管理等を明示して、 職員会議にて周知を図っている。また非常勤職員採用時及び臨時職員採用時には、臨 時職員入職オリエンテーションの綴りにて守秘義務の説明を行っているとのことである。 保護者には「写真の貼りだし、ビデオ上映、外部への写真提供について」に園内・外部に |おける情報提供について記載し、今後承諾書を配付する予定であるとのことである。た |だし、各保育室における与薬依頼カードやアレルギーチェック表、壁掛け式お便りポケッ lトなど、日常的に利用する一部の情報やその管理方法については、個人情報やプライバ |シーの保護の観点から、さらなるルールの精査と徹底、利用の目的やルールに関する 保護者との意思確認の仕組みづくりについて、今後の検討を期待したい。

評価結果をふまえた園のコメント

研修報告の成果共有をどのように取り組むかは、平成21年度研修計画において今後 の課題として検討していきたい。個人情報については、平成21年度より説明の上保 護者の同意書を受理するように切り替えた。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-1 多様な子育てニーズへの対応

Ⅲ-1-(1) 多様な子育て二一ズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。(30)

【判断基準】

- a) 多様な子育てニーズの把握と、それに対応した計画策定と実施、関連機関との連携、職員の資質 向上のための教育が適切に行われている。
- b) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映させている。
- c) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを事業に反映させていな い。
- d) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。

(取り組みの結果把握したニーズが現行のサービスの範囲内にとどまっている場合は、挙証材料によ る事実確認ができればaとしてよい)



h

Ⅲ-1-(2) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行ってい る。(31)

【判断基準】

- ア 電話やファクスなどによる子育て相談を行っている。
- イ 来園による子育て相談を行っている。
- ウ 育児情報の提供を行っている。
- エ 地域の子育て家庭の親子が定期的に集まる機会を設けている。
- オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。
- カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。

【総合判断基準】

a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。

(地域性により、上記取り組みの実施事例に乏しい場合は、取り組みのための体制が整っていることの 事実確認ができれば、実施されていると判断してよい。また、上記取り組みのうち実施の必要がない、 もしくは困難であると判断できるものは、基準から除外し、不適合にカウントしない)

評価

a

|Ⅲ−1−(3) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しな がら行っている。(32)

【判断基準】

- ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。
- イ 一時保育のための担当者が決められている。
- ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。
- エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。
- オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。

【総合判断基準】

- a.一時保育の内容や方法によく配慮している。
- b.一時保育の内容や方法に概ね配慮している。
- c.一時保育の内容や方法に対する配慮が不十分である。
- d.一時保育の内容や方法に配慮していない。
- ※一時保育を実施していない施設は本項目の評価を行わず、その旨付記する。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

市の事業として年間30回程度(3・5・8月を除くほぼ毎週火曜)実施している園開放「あそ ぼう会」を実施しており、利用者にアンケートを実施して行って要望や意向を把握し、メ ニューの改善などに活かしているとの説明があった。ただし、それらを実態として確認で きるものはないため、計画への反映や職員間の共有などの面から、今後の整備も期待 が持たれる。

地域の子育て親子からの相談受付については、積極的な広報は行っていないが、依頼があれば |随時対応可能であり、「あそぼう会|利用者などからの相談に応じている。入口ホールに保健衛生 や防犯等に関する情報、各種イベントの情報や割引券等を掲示・配布し、在園世帯以外の来園 者も入手・閲覧が可能である。また調理担当が食事に関する質問に答えることもあるとの説明が |あった。地域の子育て家庭が交流する機会としては「あそぼう会」が該当し、他に園の夏祭り |「わっこまつり」や運動会・焼き芋・餅つきの際にも「あそぼう会」を通じて地域の親子にも参加を呼| びかけている。

- 時保育については育成保育(障がいをもった子のための保育)を実施しており、在園児と同じ 保育室・カリキュラムにて行い、専任者が配置され、同法人の療育通園施設での研修も行われて いる。一人ひとりの支援に向け、利用開始時の面接で生活状況や健康状態を把握し、所定の様 式に記録している。主に同法人の療育通園施設を利用する子どもが多く、同施設と連携して支援 しており、それ以外の子どもについては市の家庭児童相談室などと連携を取りながら進めること としている。送迎時の会話とともに、連絡帳を使用し、保護者との情報交換に活用している。

評価結果をふまえた園のコメント

継続。遊ぼう会における利用者アンケートの要望や意向を計画的に反映できるシステ ムを構築していきます。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携

|Ⅲ-2-(1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員 が共有している。(33)

【判断基準】

- a) 地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。
- |c) 地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。
- d) 地域の関係機関についての情報を収集していない。

評価

Ⅲ-2-(2) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。(34)

【判断基準】

- a) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。

- d) 医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。

評価

Ⅲ-2-(3) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になって いる。(35)

- a) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。

- d) 児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。

評価

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

市こども福祉課や医療機関、各専門機関、同法人の療育通園施設、警察・消防など、保 育園として日常的に関わりのある各機関の連絡先は事務室に掲示され、常時参照でき る状態となっている。また市内の子育てに関する関係機関が網羅された「和光市子育て ガイドブック」があり、必要に応じて活用されている。

子どもの健康状況については、嘱託医に相談、連携をとる体制を組んでいる。嘱託医に |は、乳児健診、内科健診を依頼する他、健診時に、保育士や、連絡帳を通じて寄せられ た保護者の健康に関する相談をしている。また、法定伝染病等の流行発症が多数となっ |た場合の対処策等についての相談も行っている。ケガ、事故等で医師の受診が必要に なり、保護者から病院の指定がない場合は、園長が嘱託医に受診を要請、あるいは指 示を仰ぎ、状況のわかる保育士が付き添って子どもを嘱託医等のもとに搬送する方法を とっている。

|市こども福祉課を通じて各機関と連携を図る仕組みがあり、市保健センター、家庭児童| |相談室、市児童相談所など、必要に応じて連携している。市の巡回相談が年2回あり、 |臨床心理士と家庭児童相談員が来園して育成(障がい児)保育、発達支援等に関する 助言や相談対応を行っている。またケースにより、法人が運営する療育通園施設による 支援や相談対応につなげることもできる体制となっている。

_						
-117		ᄩ	7 = -		Δ	J 🔊 . L
	0.00 mg					74 JI
		~~	ふまえ	L/~ EE	V	

継続。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携

Ⅲ−2−(4) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し 合い、研修などの連携の機会がある。(36)

【判断基準】

- a) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修 などの連携の機会がある。
- b) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会、もしくは職員間の話し合い、研修など の連携の機会を設けている。
- d) 小学校との間での小学生と園児の交流または職員間の連携について、機会を設けていない。

(地域や自治体の事情等により、小学校との交流・連携が困難である場合は、評価を行わず、特記欄 にその旨付記すること)

評価

a

Ⅲ-2-(5) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。(37)

【判断基準】

- a) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。
- b) —
- |d)|| 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。

評価

Ⅲ-2-(6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。(38)

【判断基準】

- a) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。

- d) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。

評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

子ども達が隣接する小学校に招かれて運動会を見学したり、2年生の地域との連携プログラムに参加するな どの交流がある他、地域の小学校と保育園・幼稚園からなる連絡会が年1回あり、就学に向けた連携を図っ ている。また小学校から教師が次年度入学する園児の様子を見に来園するなどしている他、隣接する小学 校の学童保育クラブとも交流があり、5歳児が訪問して小学生と交流したり、学童の小学生がハロウィンで来 **園したりなどの交流がある。**

職員間の交流としては、市内の保育園職員による勉強会「保育問題研究会」で行っている小学校教諭を招 いての交流会があり、就学に際して相談や意見交換などを行っている。また保育園が小学校に対して就学 園児の情報を引き継ぐための書式として全国で検討が進められている「児童保育要録」に関して、市内の保 育園園長会で小学校との合同会議を行っている。その他、市の取り組みとして、小・中学校教諭が初任者研 修の一環として保育園を訪れている。

民生・児童委員が苦情解決第三者委員となっている他、卒園式に招待するなどしてい る。また幼稚園・保育園の他、地域の小中学校及び養護学校などが連携したネットワー ク「和光市心の教育推進会議」に担当者を決めて参加し、「あいさつ運動」「花いっぱい 運動」など、連携した取り組みを行っている。

「遊ぼう会」、焼き芋、餅つきなど園の行事の際には地域の方が来園している他、近隣の 農家からジャガイモをもらったり、市内の団体との協力して大根掘りと掘った大根による たくあん作りをするなど、特徴的な関わりがある。その他、夜間に行う「わっこまつり」では | 近隣に事前に挨拶するなどしている。

評価結果をふまえた園のコメント

継続。

適用基準

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応/ 地域住民・関係機関との連携

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携

Ⅲ-2-(7) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解 され、受け入れの担当者も決められている。(39)

【判断基準】

a) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け 入れの担当者も決められている。

- c) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの担当者が決められているが、受け入れ の意義や方針に対する職員の理解が不十分である。
- |d) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるため の取り組みが行われていない。

(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその |旨付記すること)

評価

h

Ⅲ-3 実習・ボランティア

|Ⅲ−3−(1) 実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習 担当者も決められている。(40)

【判断基準】

- a) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決めら れている。
- c) 実習生を受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する 職員の理解が不十分である。
- d) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行 われていない。

(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその 旨付記すること)

評価

h

Ⅲ-3-(2) ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、 受け入れの担当者も決められている。(41)

【判断基準】

- a) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者 も決められている。
- c) ボランティアを受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対 する職員の理解が不十分である。
- d) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組み が行われていない。

(園の方針や地域の事情などからボランティア受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、 特記欄にその旨付記すること)

評価

h

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

中高生の保育体験については保育係長が担当となって受け入れており、書面にまとめた資料は ないが、注意事項などをオリエンテーションで説明している。守秘義務や個人情報保護について も説明しているとのことであるが、確実な説明と意識の徹底を図る面では、改善の余地もあるかと 思われる。にまとめられた実習生とボランティアに対する受け入れ時のオリエンテーション内容に 基づいて本人に説明している。受け入れの意義・方針については学校等からの依頼文をふまえ、 会議の中で職員に説明しているとのことだが、実際に受け入れ風景を見ていると、必ずしも浸透 してはいないと感じることもある、との園長からのコメントがあった。

実習生については受け入れ開始以降に実習内容などをスケジュール化して進めてい る。受け入れにあたっての意義・方針については、ボランティアも含め、受け入れの際に |園長から職員に説明しているとのことだが、明文化はされておらず、全職員への周知と lいう点ではさらなる取り組みが待たれる。園長のコメントからは園としての意義・方針が |明確に意識されていることがうかがわれたが、それを組織内で明示・共有化する取り組 |みが望まれる。受け入れの手順等を示したマニュアルについても、あわせて整備を期待 したい。

訪問調査時点で、保育士・看護実習として21名、中高生の体験学習(9名)、夏季ボラン ティア(中高生、大学生)18名の他、他機関(教職員初任者研修、家裁調査官研修)から も来園している。受け入れ時に保護者の理解を得たり、無用の不安を解消したりするた めの配慮として、来園する際には園便りで保護者にも伝えるとともに、本人に名札の着 用を依頼することもあるとのことである。

評価結果をふまえた園のコメント

中高生の保育体験における守秘義務、個人情報保護については、意識の徹底を図るべ く手法の確立、実習生等の受入れの意義、方針を職員が理解し、指導できるよう職員 への研修も行い、組織的に共有した受入れ手順を整備します。